資料4

構成員ヒアリングの実施報告

目次

1. 個別検討課題に対するヒアリングと進め方

2. 構成員ヒアリング結果

Appendix

1. 個別検討課題に対するヒアリングと進め方

1. 個別検討課題に対するヒアリングと進め方

本研究会では、構成員の皆様へ実施させていただいたヒアリングの結果について、報告させていただきます。

令和8年度業務効率化に向けたヒアリングの進め方

Step1 現行業務・事務の把握	Step2 取りまとめ・分析	Step3 研究会での報告	Step4 業務改善方針の検討
5月～6月	7月	8月	令和7年度 下期
・ヒアリング項目の検討・作成 ・構成員へのヒアリング実施	・ヒアリング結果の取りまとめ ・課題・影響範囲の特定 ・報告の検討	・研究会の開催、報告 ・研究会の振り返り・まとめ	・進め方の再整理、追加ヒアリング ・標準対象の検討 ・WT/分科会/研究会での討議・報告

No.	対象	ヒアリング項目
2	「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充（年金相談）	• 障害基礎年金　相談シートの活用状況 • 障害基礎年金　相談事跡管理の方法 • 障害基礎年金　システム対応の是非or要否（メモ機能拡充、管理項目の追加等） • その他の年金相談シートの活用状況
4	標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法	• 現行システムでの確認状況、確認方法（税務システムとの連携有無） • 標準準拠システム移行後の確認方法
5	「書かない窓口」の実現に向けた検討	• 「書かない窓口」の取り組み内容
6	「交付金事務」の業務改善等に係る検討	• 交付金事務の作業方法 • 交付金事務作業上の負担 • システム導入状況

2. 構成員ヒアリング結果

2. 構成員ヒアリング結果
No.2「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充（年金相談）

「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充（年金相談）について、構成員へのヒアリング結果は以下のとおりです。

検討の背景
■要望元： 市町村（特別区を含む。以下同じ。） **■要望内容：** • 障害年金の相談があった際、厚生労働省HPに掲載されている「障害基礎年金相談シート」をベースに聞き取りを行い、その内容をシステムに入力し管理をしている • 標準準拠システム移行後は、メモ機能を活用して**相談内容管理することになるが、当該機能のみでは管理が難しい** • **「障害基礎年金相談シート」に沿った管理項目を追加**または、**メモ機能を拡充**する等して、標準化後の国民年金システム上で管理ができるようにしてほしい

ヒアリング結果
• 5市町村中3市町村が障害基礎年金にかかる相談事跡を、電子媒体や紙媒体による**システム外管理としている** • 既存の電子媒体や紙媒体からの**システム移行作業が手作業かつ件数が多く困難**であるため、システム外管理としている • **「障害基礎年金相談シート」以外の「相談シート」を活用している市町村はなかった**

2. 構成員ヒアリング結果
No.4 標準準拠システム移行後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法

標準準拠システム移行後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法について、構成員へのヒアリング結果は以下のとおりです。

検討の背景
■要望元： 市町村 ■要望内容： • 国民年金システムではなく、税務システムについての意見。当市の税システムでは「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の数値をカスタムで保持していたが、標準化により保持しなくなる予定。国民年金の免除試算に大きな影響があることから、標準化後の税務システムに実装が必要

ヒアリング結果
（市町村） • 5市町村中4市町村が、扶養親族数を確認するために税システムから必要な情報を連携している • 5市町村中1市町村は、申立書等を記載させる形で対応している （ベンダー） • 6社中4社が、税システムから扶養親族数を確認するための開発を行い、必要な情報を連携している • 6社中3社が、個人住民税システムから国民年金システムへの機能別連携仕様にあるデータ項目「被扶養者 宛名番号」を用いることで、「16歳以上19歳未満の扶養親族数」を算出できると回答している

2. 構成員ヒアリング結果
No.5 「書かない窓口」の実現に向けた検討

「書かない窓口」の実現に向けた検討について、構成員へのヒアリング結果は以下のとおりです。

検討の背景
• 総務省から示された方針等に基づき、自治体窓口業務等における「書かない窓口」を各自治体が検討し、随時実施している • 国民年金業務においても、**届書等を紙媒体ではなく電子的な方策により受理すべきと考えており、年金局及び日本年金機構ではマイナポータルとねんきんネットの連携による利便性のある電子申請環境の構築とその利用推進**に取り組んでいる • 今後、電子申請の進展に伴い来所する方が将来的に減ることにより、窓口のコンパクト化が想定される。一方では、電子申請の利用ができない手続きやデジタルに不慣れなため来所される方等への対応は窓口で行われる • 「書かない窓口」の検討では、住民サービスの向上と市町村事務の効率化の実現を目的として進めて参りたい

ヒアリング結果
• 「書かない窓口」は市町村ごとに**独自で導入している** （導入例） ➢ マイナンバーカードもしくは運転免許証を専用装置で読み取り、カードの券面情報を「可搬型窓口装置を活用した年金相談受付票」や「国民年金被保険者関係届書（申出書）」に印字する ➢ 国民健康保険関係の手続後に国民年金の手続きを行なう場合、国民健康保険で受付・作成した書類（国民健康保険・国民年金異動届出書、住民異動連絡票、国民健康保険・国民年金・介護保険資格・後期高齢者医療　取得・喪失・変更届）を用いて国民年金の取得等の手続きを行っている。この場合、関係届書の記載を省略している • DX化により窓口時間短縮や申請者の負担軽減等の効果があるが、**1件あたりの処理時間の増加等の課題もある** • **国民年金業務単独でDXの取り組みをしている市町村及び開発しているベンダーはない**

2. 構成員ヒアリング結果
No.6 「交付金事務」の業務改善に係る検討

「交付金事務」の業務改善等に係る検討について、構成員へのヒアリング結果は以下のとおりです。

検討の背景

- 交付金（国民年金及び生活者支援給付金）に係る事務につきましては通年・定例で発生し、その対応にご負担をおかけしている。特に年末から年度末にかけて多大なご負担をおかけしている状況にあり、何らかの業務改善ができないか、年金局内でも検討を行っている
- 交付要綱の改正は、国民年金等の事務の実態調査を踏まえて行うべきものであるが、**現在の要綱の範囲内（現在の要綱外であっても実態調査を踏まえる必要のない軽微な修正等を含む）で、検討が行える事項**がないか、皆様の御知見等を頂きたい

ヒアリング結果

- 交付金事務の業務のうち、**「精算交付」と「決算審査」の作業負荷が高い**

（作業負荷が高い理由）

  - 「精算交付」及び「決算審査」について、積算にまず他部署（給与担当課・担当職員担当課・システム管理担当課・庁内管理担当課等）への照会が必要なため、照会・回答受付・内容確認の作業が生じている。他部署の回答受領後に事務量等を含めて最終的な積算をするため積算にはかなりの作業が生じている
  - 「精算交付」について、日々の電話件数や、相談件数等の日々の集計作業、12月までに実際に支出した額（実績値）が揃ってから、地方厚生局への提出期限まで期間が短いため、短期間で集計作業を実施し、報告用エクセルファイルに入力する作業、1月～3月までの見込額の算出作業の負担が大きい
  - 「精算交付」において、1月～3月までの見込額の算出作業において交付決定額が決算額より超過すると、「決算審査」において地方厚生局の審査が実施され、返還作業が発生する。また、決算額より交付決定額が過少だと市内部で指摘を受けるため、負荷が高い

- 交付金事務の業務にシステムを導入している市町村は**1市町村のみ**
  - 相談件数の把握、相談内容の記録

Appendix

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

No.2 「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充(年金相談) 1/2

ヒアリング内容		回答内容				
#	確認事項	A市町村	B市町村	C市町村	D市町村	E市町村
1	厚生労働省が作成してHP掲載に掲載している市町村業務支援ツール「障害基礎年金相談シート」の相談事務への活用状況について回答ください。	活用している	活用していない	活用していない	活用していない	活用していない
2	障害基礎年金にかかる相談事跡について、現状どのように管理しているか(システム入力/エクセル等の電子媒体/紙)回答ください。	システム	電子媒体及び紙媒体	電子媒体及び紙媒体	システム(メモ機能)及び紙媒体	紙媒体
	障害基礎年金にかかる相談事跡について、電子媒体を共有フォルダ等で管理し、支所等と共有できるようにしているか回答ください。		共有していない	共有していない		
	障害基礎年金にかかる相談事跡について、システム外管理としている理由を回答ください。	• システム外管理している既存の相談記録を手入力でシステム移行する必要があり、その件数も多い。(B市町村) • 現行の相談事跡の入力機能には相談事跡を残すにあたり、「初診日」や「障害認定日」等の必要な項目がなく、入力の負担が大きい。(C市町村) • 既存の紙媒体での相談記録をシステム移行することが困難である。(C市町村) • 紙媒体の相談記録や可搬型端末より印刷した年金情報の管理がシステムではできないため。(E市町村)				
	障害基礎年金にかかる相談事跡の管理に関する機能を標準オプション機能として追加した場合、当該機能を利用して管理されるか、現状と同じくシステム外管理とされるか回答ください。		システム外管理とする	標準オプション機能を利用して管理する		標準オプション機能を利用して管理する
3	障害基礎年金にかかる相談事跡について、現状どのような内容を記録しているか(システム入力の場合であれば管理項目等)回答ください。	障害基礎年金相談シートの項目に沿って記録	本人より聞き取りした内容(傷病名、初診日、通院歴、通院先、通学歴、障害者手帳の有無等)、本人へ説明した内容・お渡しした書類、請求に必要な項目(障害認定日、納付要件の有無等)	相談者の個人情報(氏名、住所、基礎年金番号等)、傷病名、初診日、納付要件、通院歴等	相談者名及び連絡先、初診日、病名、受診歴、納付要件、必要書類(初診証明書等)など	請求者、初診日、障害認定日、請求事由、初診以後の通院・入院歴、相談内容の経過

Appendix
ヒアリング回答結果一覧
No.2「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充（年金相談） 2/2

ヒアリング内容		回答内容				
#	確認事項	A市町村	B市町村	C市町村	D市町村	E市町村
4	標準準拠システム移行後は以下の機能で相談事跡の管理が可能か回答ください。 ・機能ID:0260030（標準オプション機能） ・機能ID:0260031（実装必須機能）	不可能	不可能	可能	可能	可能
5	上記の確認事項#4で「いいえ」と回答した場合は、標準準拠システム移行後の機能で管理ができない業務上の事項、課題は何か回答ください。	• システム上での機能追加が必須。（A市町村） • システム外管理している既存の相談記録を手入力でシステム移行する必要があり、その件数も多い。（B市町村）				
6	上記の確認事項#4で「いいえ」と回答した場合は、標準仕様書上で対応が必要と考える具体的な内容（機能要件の追加、修正、実装区分等）は何か回答ください。	現在システム管理している機能と同等機能の標準化が必要（A市町村）				
7	「障害基礎年金相談シート」以外に活用している、市町村業務支援ツールに掲載の「相談シート」があれば回答ください。	なし	なし	なし	なし	なし

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

No.4 標準準拠システム移行後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法

ヒアリング内容		回答内容				
#	確認事項	A市町村	B市町村	C市町村	D市町村	E市町村
8	「16歳以上19歳未満の扶養親族数」を市町村が証明できない場合、本人の申立書を免除申請書へ添付等させることで代えられる運用としています。その上で、「16歳以上19歳未満の扶養親族数」を国民年金システムで保持もしくは税システム等から連携し確認しているか回答ください。	はい	はい	はい	いいえ(申立書に記載させる形で対応)	はい
9	上記の確認事項#8で「はい」と回答した場合は、国民年金システム上の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の具体的な管理方法や管理項目、税システム等から連携している事項を回答ください。	• 税が管理している「扶養者ファイル」(扶養者情報(氏名・生年月日等)・扶養控除種類等)を市民税から年金へ所得情報にプラスして連携してもらっている。(A市町村) • 被扶養者の情報(氏名・生年月日・住所・扶養者)を連携した上で、被扶養者のうち16歳以上19歳未満に該当する人をシステムで自動計算し、年金システム独自に旧特定扶養情報を保持している。システムの所得判定画面表示時は、保持している旧特定扶養情報をもとに自動計算したものを表示している。(B市町村) • 国民年金システムに税情報を連携しており、所得照会した際に「16歳以上19歳未満の扶養親族」がいる可能性がある場合は、アラートメッセージが表示される。アラートメッセージが表示された場合は、直接税システムを照会し、被扶養者の氏名及び生年月日、「16歳以上19歳未満の扶養親族」の有無を確認している。(C市町村) • 税システムから扶養親族数が連携されている。(E市町村)				
10	上記の確認事項#8で「はい」と回答した場合は、標準準拠システム移行後は以下機能で管理が可能か回答ください。 ・機能ID:0260026(標準オプション機能)	はい	いいえ	はい		はい
11	上記の確認事項#10で「いいえ」と回答した場合は、標準準拠システム移行後の機能で管理ができない業務上の事項、課題は何か回答ください。	• 税での管理が継続されるのであれば年金システムとしても、扶養者ファイルは継続して連携をしてもらいたいと考える。(A市町村) • 被扶養者の情報が標準データ連携項目に無いため被扶養者の情報をデータ連携により取得することが出来ず、16歳以上19歳未満の扶養親族を把握出来なくなることにより、現行の処理を行うことが出来なくなる。そのため、標準化以後の旧特定扶養情報の把握方法は本人への聞き取りのみとなる。(B市町村)				
12	上記の確認事項#10で「いいえ」と回答した場合は、標準仕様書上で対応が必要と考える具体的な内容(機能要件の追加、修正等)は何か回答ください。	• できれば、それぞれの市町村の税システムにおいて差異があったとしても、その市町村で「16歳以上19歳未満の扶養親族」が管理項目となっている場合は、国民年金システムの基本データリスト(連携可能な要件項目)としていただきたい。(A市町村) • 被扶養者情報の連携を標準データ連携項目へ含める。(B市町村)				

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

No.4 標準準拠システム移行後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法 1/2

<table>
<tr><th colspan="2">ヒアリング内容</th><th colspan="6">回答内容</th></tr>
<tr><th>#</th><th>確認事項</th><th>A社</th><th>B社</th><th>C社</th><th>D社</th><th>E社</th><th>F社</th></tr>
<tr><td>1</td><td>「16歳以上19歳未満の扶養親族数」を市町村が証明できない場合、本人の申立書を免除申請書へ添付等させることで代えられる運用としています。
その上で、「16歳以上19歳未満の扶養親族数」を国民年金システムで保持もしくは税システム等から連携し確認できる機能を搭載したシステムの開発状況を回答ください。</td><td>開発している</td><td>開発している</td><td>開発している</td><td>開発している</td><td>開発していない</td><td>開発している</td></tr>
<tr><td>2</td><td>上記の確認事項#1で「開発している」と回答した場合は、国民年金システム上の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の具体的な管理方法や管理項目、税システム等から連携している事項を回答ください。</td><td colspan="6">• 税システムで16歳以上19歳未満の扶養親族数を算出した結果が連携されている。管理している項目は、16歳以上19歳未満の扶養親族数と一般扶養親族数との整合性区分である。税システムにおいて管理している項目でなく、扶養情報をもとに年齢計算をして算出したものであり、申告された一般扶養親族数と整合性がとれない場合があるため、不整合があるかどうかを管理している。当機能はパッケージ標準機能ではなく、団体個別機能として実装している。(A社)
• 税システムからは連携しない(できない)前提で、年金システム上で申立てのあった人数を入力・管理できるように対応している。(B社)
• 新規開発ではなく、現行の機能をそのまま使用している。住民税システムでは項目を持っていないため、国民年金システムで免除・納付猶予申請書、学生納付特例申請書、年金生活者支援給付金の処理の際に計算し、一時的に「16歳以上19歳未満の扶養親族数」を表示している。(C社)
• 免除申請書や学生納付特例申請書発行画面にて税システムで管理している扶養関係の情報とその被扶養者の生年月日から対象者数を算出している。また、対象者が存在した場合、確認を促すメッセージを表示している。特にその人数の管理は行っていない。(D社)
• 他社税システムの場合、連携はできていない。そのため、年金独自の扶養親族申請テーブルにて管理できるようにしている。自社住民税システムの場合、扶養情報および宛名の生年月日から算出している。(F社)</td></tr>
<tr><td>3</td><td>上記の確認事項#1で「開発している」と回答した場合は、導入している市町村数を回答ください。</td><td>3団体</td><td>10団体以上</td><td>147団体</td><td>112団体</td><td></td><td>不明</td></tr>
<tr><td>4</td><td>上記の確認事項#1で「開発している」と回答した場合は、標準準拠システム移行後は以下機能で管理が可能か回答ください。
・機能ID:0260026(標準オプション機能)</td><td>いいえ</td><td>はい</td><td>いいえ</td><td>はい</td><td></td><td>はい</td></tr>
<tr><td>5</td><td>上記の確認事項#4で「いいえ」と回答した場合は、標準準拠システム移行後の機能で管理ができない業務上の事項、課題は何か回答ください。</td><td colspan="6">• 機能ID:0260026は、16歳以上19歳未満の扶養親族数の管理しかできない。対象者の16歳以上19歳未満の扶養親族数を把握する手段がないため、現実的に運用ができない。(A社)
• 免除申請書などへの表示は継続する予定。現状では自社の住民税システムの使用を前提としている。登録・修正・削除・照会する機能の開発は予定していない。(C社)</td></tr>
<tr><td>6</td><td>上記の確認事項#4で「いいえ」と回答した場合は、標準仕様書上で対応が必要と考える具体的な内容(機能要件の追加、修正等)は何か回答ください。</td><td colspan="6">• 税システムから連携される情報(機能別連携仕様)に、16歳以上19歳未満の扶養親族数を追加する。(A社)
• 16歳以上19歳未満の扶養親族数を免除・納付猶予申請書に表示できること」などとし、最小限の対応ができればよい。(C社)</td></tr>
</table>

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

No.4 標準準拠システム移行後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法　2/2

ヒアリング内容		回答内容					
#	確認事項	A社	B社	C社	D社	E社	F社
7	国民年金システムの基本データリスト及び個人住民税システムの機能別連携仕様（output）において、「被扶養者_宛名番号」のデータ項目が存在しております。 被扶養者の宛名番号の情報を用いて、16歳以上19歳未満の扶養親族数を割り出すために必要な情報（氏名・生年月日等）をシステム上把握することは可能か回答ください。	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい
8	上記の確認事項＃7にて「いいえ」の場合、その理由（被扶養者の宛名番号から16歳以上19歳未満の扶養親族数を割り出すために不足している情報や技術上の課題点等）について回答ください。	• 16歳以上19歳未満の扶養親族数は、扶養者で管理される項目であるため、個人住民税システムの機能別連携仕様（output）における「扶養者_宛名番号」と「被扶養者_宛名番号」が正しく設定されている必要がある。これまでに、「扶養者_宛名番号」が設定できないという事例があった。（A社） • 自社の国民年金システム、住民税システム、住基システムを使用するのであれば対応可能であるが、その場合基本データリスト及び個人住民税システムの機能別連携仕様（output）で連携する必要はない。（C社） • 基本データリストの扶養情報管理（個人住民税）については、グループ構成表のグループ単位の出力条件が「任意」のため現時点で未実装のため。（E社） • 連携仕様のID「010o009」については、弊社の導入形態として国民年金と個人住民税システムは必ず同居するため業務間の連携はパッケージ内の連携とし独自のI/Fで連携しており、現時点で当該I/Fでの連携機能は未実装のため。（E社） • 現行のパッケージ内の連携機能では、被保険者に対しての扶養人数は把握できるが、扶養対象者の宛名番号、生年月日は連携されていないため、当該項目を連携可能なよう現行のパッケージ内連携機能のプログラムの改修を行う必要がある。（E社）					

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

No.5 「書かない窓口」の実現に向けた検討

ヒアリング内容		回答内容				
#	確認事項	A市町村	B市町村	C市町村	D市町村	E市町村
13	市町村業務に係る「書かない窓口」や「行かない窓口」等DX化に向けた取り組み（実施中又は検討中）をしているか回答ください。	はい（実施中又は検討中）	はい（実施中又は検討中）	はい（実施中又は検討中）	はい（実施中又は検討中）	はい（実施中又は検討中）
14	上記の確認事項#13で「はい」と回答した場合は、国民年金業務における取り組み内容、対象の事務及び状況について回答ください。	• 国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療共通して区保険年金医療業務窓口で受け付けた届書について、スキャン・OCRによって、届書画像および受付進捗管理簿の自動作成を実施中。（A市町村） • 住民移動届を複写様式ではなく各業務用に共通事項の住民情報が印字された届書を出力できるシステム導入を検討中。（A市町村） • オンライン相談やメタバース区役所を利用した年金相談の受付を実施中。（B市町村） • マイナンバーカードもしくは運転免許証を専用装置で読み取ったカードの券面情報を「可搬型窓口装置を活用した年金相談受付票」や「国民年金被保険者関係届書（申出書）」へ印字を実施中。（C市町村） • 国民健康保険関係の手続後に国民年金の手続きを行なう場合、国民健康保険で受付・作成した書類（国民健康保険・国民年金異動届出書、住民異動連絡票、国民健康保険・国民年金・介護保険資格・後期高齢者医療　取得・喪失・変更届）を用いて国民年金の取得等の手続きを実施中。（D市町村） • 国民年金業務も含め、「書かない窓口」を検討中。（E市町村）				
15	国民年金業務単独で「書かない窓口」や「行かない窓口」等DX化に向けた取り組み（実施中又は検討中）をしているか回答ください。	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
17	上記の確認事項#13または#15で「はい」と回答した場合かつ「実施中」の場合は、DX化による効果を回答ください。	• 窓口時間短縮・事務平準化・標準化・効率化・ペーパレス化等の効果がある。（A市町村） • 現在行っているのはオンライン相談のみであり、オンライン相談の実績は年1回程度である。（B市町村） • 窓口受付前の待合いの時点で、「可搬型窓口装置を活用した年金相談受付票」等を書いていただくことが多いため、あまり「書かない窓口」活用できていない状況。（C市町村） • 申請者が記入する手間はなくなるが、職員が「書かない窓口システム」に入力する時間を要するため、1件当たりの処理時間は増加している。（D市町村）				
18	上記の確認事項#13または#15で「はい」と回答した場合は、標準仕様書上で対応が必要と考える内容（機能要件の追加、修正等）がありましたら回答ください。	• 書かない窓口の促進のため、市町村他業務システムの書かない窓口用システムと国民年金システムの連携を可能にし、手続き者がノンストップで手続きできる仕組みが必要である。（B市町村）				

Appendix
ヒアリング回答結果一覧
No.5「書かない窓口」の実現に向けた検討

ヒアリング内容		回答内容					
#	確認事項	A社	B社	C社	D社	E社	F社
9	市町村業務に係る「書かない窓口」や「行かない窓口」等DX化に関する製品の開発状況を回答ください。	開発している	開発している	開発している	開発してない	開発している	開発している
10	上記の確認事項＃9で「開発している」と回答した場合は、国民年金業務における取り組み内容、対象の事務について回答ください。	• 書かない窓口として、住民情報をもとに記載済の申請書を印刷して来庁者の負担軽減を図っている。(A社) • 年金業務に関して開発していない。(B社.C社) • 窓口での手続きやオンライン申請など、各場面のデジタル化を支援している。(B社) • 他社の書かない窓口システムへ国民年金の資格情報連係している。(E社) • 窓口申請支援から年金の進達入力を支援する機能を提供。(F社)					
11	国民年金業務単独で「書かない窓口」や「行かない窓口」等DX化に関する製品の開発状況を回答ください。	開発していない	開発していない	開発していない	開発していない	開発していない	開発していない
13	上記の確認事項＃9または＃11で「開発している」と回答した場合は、標準仕様書上で対応が必要と考える内容(機能要件の追加、修正等)がありましたら回答ください。	• 書かない窓口との連携に関する仕様が必要。(C社) • 書かない窓口システムとの連携仕様の定義が必要(基礎年金番号ありの連携ID 026o001、026o008のいずれかで連携が望ましい)(E社)					

Appendix
ヒアリング回答結果一覧

No.6 「交付金事務」の業務改善等に係る検討

ヒアリング内容		回答内容				
#	確認事項	A市町村	B市町村	C市町村	D市町村	E市町村
19	交付金事務の業務一覧及び事務の流れは、別紙「【参考】国年交付金_事務の流れ」のとおりと認識しています。 別紙「【参考】国年交付金_事務の流れ」の#1～#2の内容に関して、現状との差異が無いか回答ください。	差異なし	差異なし	差異あり	差異あり	差異なし
20	上記の確認事項#19で「差異あり」と回答した場合は、現状の交付金事務と差異がある箇所を回答ください。	• 交付申請書の提出に先立ち、例年1月下旬ごろに市から地方厚生局に支出見込額報告及び協力・連携算定基礎表の提出がある。(C市町村) • 1月～2月にかけて支出見込額報告書を作成し報告していますが、この内容は、業務フロー図の③精算交付のことか。(D市町村)				
21	現状の交付金事務で作業負荷の高い業務があるか回答ください。	ある	ある	ある	ある	ある
22	上記の確認事項#21で「はい」と回答した場合は、作業負荷の高い業務及び理由(手作業、メール等での連携など)を回答ください。	④決算審査	③精算交付 ④決算審査	③精算交付	③精算交付	②概算交付 ③精算交付
		• ③、④いずれも積算にまず他部署(給与担当課・担当職員担当課・システム管理担当課・庁内管理担当課等)への照会が必要なため、照会・回答受付・内容確認の作業が生じており、また、照会先が多い。他部署の回答受領後に事務量等を含めて最終的な積算をするため積算にはかなりの作業が生じている。(B市町村) • ③について、日々の電話件数や、相談件数等の日々の集計作業、12月までに実際に支出した額(実績値)が揃ってから、地方厚生局への提出期限まで期間が短いため、短期間で集計作業を実施し、報告用エクセルファイルに入力する作業、1月～3月までの見込額の算出作業の負担が大きい。(C市町村) • ③について、1月～3月までの見込額の算出作業において交付決定額が決算額より超過すると、地方厚生局の監査が実施され、返還作業が発生し、決算額より交付決定額が過少だと市内部で指摘を受けるため、負荷が高い。(C市町村)				
23	交付金事務に使用するためのシステム導入状況を回答ください。	導入している	導入していない	導入していない	導入していない	導入していない
24	上記の確認事項#23で「はい」と回答した場合は、システム化している事務の内容(納付督励、相談件数、各種情報提供件数のカウント等)を回答ください。	• 窓口相談時に、システム上で「相談キー」を押下(だれからどの内容で来庁相談があったかを記録できる)(A市町村) • 相談件数把握(相談件数把握だけでなく、相談受付一覧も作成)(A市町村)				
25	上記の確認事項#23で「はい」と回答した場合は、標準仕様書上で対応が必要と考える内容(機能要件の追加、修正等)がありましたら回答ください。	• 過去の会計検査院の指摘事項を市町村に求められ、現在の過重な事務になっている。継続して、この内容で根拠になるデータ収集を求めるのであれば、簡易に窓口相談件数や対象者が把握できる仕組みが必要である。(A市町村)				

EOF